下水道への排除基準表

H.27年10月 変更

		物質又は項目		（参考省令基準）	基準値	特定事業所（排出量 ㎥/日） 50以上	30～50	30未満	非特定事業所（排出量 ㎥/日） 50以上	50未満
処理不可能項目	健康項目	1	カドミウム及びその化合物		0.03mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		2	シアン化合物	1mg/L以下	0.3 [0.7]mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		3	有機燐化合物	1mg/L以下	0.3 [0.7]mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		4	鉛及びその化合物		0.1mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		5	六価クロム化合物	0.5mg/L以下	0.1 [0.35]mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		6	砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.05 [0.1]mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		8	アルキル水銀		検出されないこと	◎	◎	◎	△	△
		9	ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		10	トリクロロエチレン		0.1mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		11	テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		12	ジクロロメタン		0.2mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		13	四塩化炭素		0.02mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		14	1・2－ジクロロエタン		0.04mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		15	1・1－ジクロロエチレン		1mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		16	シス－1・2－ジクロロエチレン		0.4mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		17	1・1・1－トリクロロエタン		3mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		18	1・1・2－トリクロロエタン		0.06mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		19	1・3－ジクロロプロペン		0.02mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		20	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）		0.06mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		21	2－クロロ－4・6－ビス（エチルアミノ）－s－トリアジン（別名シマジン）		0.03mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		22	S－4－クロロベンジル＝N・N－ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）		0.2mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		23	ベンゼン		0.1mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		24	セレン及びその化合物		0.1mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		25	ほう素及びその化合物	河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合	10mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
				海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合	（230mg/L以下）	◎	◎	◎	△	△
		26	ふっ素及びその化合物	河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合	8mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
				海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合	（15mg/L以下）	◎	◎	◎	△	△
		27	1，4－ジオキサン		0.5mg/L以下	◎	◎	◎	△	△
		28	ダイオキシン類		10pg－TEQ/L以下	◎	◎	◎	△	△
	環境項目	29	フェノール含有量		5mg/L以下	◎	◎	△	△	△
		30	銅及びその化合物		3mg/L以下	◎	◎	△	△	△
		31	亜鉛及びその化合物		2mg/L以下	◎	◎	△	△	△
		32	鉄及びその化合物（溶解性）		10mg/L以下	◎	◎	△	△	△
		33	マンガン及びその化合物（溶解性）		10mg/L以下	◎	◎	△	△	△
		34	クロム及びその化合物		2mg/L以下	◎	◎	△	△	△
処理能項目		35	水素イオン濃度		5.0～9.0 (5.7～8.7)	◎	△	△	△	△
		36	生物化学的酸素要求量		600 (300)mg/L以下	◎	△	△	△	△
		37	浮遊物質量		600 (300)mg/L以下	◎	△	△	△	△
		38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L以下	◎	△	△	△	△
				動植物油脂類含有量	30mg/L以下	◎	△	△	△	△
		39	窒素含有量		240mg/L以下	◎	△	△	△	△
		40	燐含有量		32mg/L以下	◎	△	△	△	△
施設損傷項目		41	温度		45 (40)度未満	△	△	△	△	△
		42	沃素含有量		220mg/L以下	△	△	△	△	△

備考
1 物質又は項目の内、2，3，5及び6については、兵庫県の上乗せ条例による基準値を示す。尚[ ]内の数値は既設特定事業所に適応されます。
2 物質又は項目の内、25及び26について（ ）内数値は三田市において適応箇所はありません。
3 物質又は項目の内、35，36，37及び41について（ ）内数値は大規模排出量を伴う製造業又はガス供給業に適応されます。
（三田市において適応箇所はありません）
4 物質又は項目の内、1及び27並びに31については暫定排除基準が適用される場合があります。（別紙参照）
5 表の内、◎は基準値を超える水質の下水の排出が禁止されており、違反した場合直ちに処罰されます。
6 表の内、△は基準値に適合した下水を排出するように除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。

参考
大規模排出量とは、処理場の能力の1/4以上の排水を行う特定事業所に適用する。